３１北児第　６６　号
平成３１年 ４ 月 １ 日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一　様
北名古屋市監査委員　桂　川　将　典　様

北名古屋市長　長　瀬　　保
（公　印　省　略）

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成３１年３月２５日付け３１北監第３１号で財政援助団体等監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

１　【指摘事項】

＜ＮＰＯ法人ゆめ・ひと・みらいづくりサポーターズひまわり＞

⑴　備品管理について、備品台帳に品目が誤って記載されているものや備品ラベルが貼付されていないものがあったため、整備すること。

⑵　職員に必要な資格の管理について、資格を証する書類を児童課へ提出しているが、指定管理者において保管されていないものがあった。

２　【措置状況】

＜ＮＰＯ法人ゆめ・ひと・みらいづくりサポーターズひまわり＞

⑴　指摘事項については、誤記載されている備品台帳の品目を正し、備品ラベルが貼付されていない備品は、速やかにラベルを貼付するよう指導しました。

⑵　指摘事項については、指定管理者において資格を証する書類帳簿を備え、管理するよう指導しました。

３　【監査委員意見】

＜所管課：児童課＞

⑴　備品の所有について、協定書の内容と実際の運用にそぐわない点が見受けられるので是正されたい。

⑵　児童課として監督義務があるため、指定管理者が児童館を継続して運用できるよう、自主財源の確保について、相談、助言を行われたい。

＜所管課：児童課＞

４　【措置状況】

⑴　指摘事項については、内容及び運用を精査し、是正します。

⑵　指摘事項については、指定管理者に対する相談、助言を行います。